

在宅受講(リアルタイムオンライン受講)の注意

1. 在宅受講が出席扱いまたは欠席扱い免除になるのは次の場合のみです。

i. 出席扱いになる場合

[新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願] を提出して許可を得た場合

ii. 欠席扱い免除になる場合

a. 感染者若しくは濃厚接触者となり、または感染が疑われて保健所、相談センター等から自宅待機等の具体的指示があった者は、[新型コロナウイルス感染症に関する連絡フォーム] を提出した結果、授業担当者によりオンライン受講の準備が整ったことが manaba に掲示された場合。

注) 感染者等は原則として「欠席扱い免除」の対象であり、オンライン受講の対応を行うかどうかは授業担当教員の裁量です。

b. 感染の可能性（発熱、咳、倦怠感、嗅覚・味覚異常等による体調不良）がある者等で、[新型コロナウイルス感染症に関する連絡フォーム] を提出した結果、授業担当者よりオンライン受講の準備が整ったことが manaba に掲示された場合

注) 感染者等は原則として「欠席扱い免除」の対象であり、オンライン受講の対応を行うかどうかは授業担当教員の裁量です。

c. 教育実習等の実習に参加する者が大学の指示のもと、実習開始前の一定期間オンライン受講する場合(詳細については教務課及び教育支援課 HP に掲示します)

* 上記以外の理由による在宅受講は欠席扱い免除にはなりません。体調不良・忌引き等の正当な事由により在宅受講を授業担当教員に願い出て許可を受けた場合は、医療機関の診断書・葬儀通知等の証明書類を当該教員に提出すると欠席扱い免除になりますが、在宅受講しても欠席しても扱いは同じです。(在宅受講を許可するかどうかは授業により異なります。)

2. いずれの場合も以下の受講方法を遵守してください。

①自宅などの静穏な環境で受講すること。移動中などの「ながら受講」は禁止です。ながら受講が判明した場合は受講していなかったものとみなします。

②授業中に通信不調が生じないように通信環境を整えること。受講者側の事情による通信不

調は欠席扱いとなることがあります。

- ③カメラ・マイクの ON/OFF については授業担当教員の指示に従うこと。カメラ・マイクの切り替えができない場合は、速やかに会議システムのチャットで申し出ること。速やかに指示に従わない場合は受講していなかったものとみなします。
- ④カメラの背景を設定することは差し支えないが、奇抜な画像を用いたり授業中に頻回に背景を切り替えたりしないこと。
- ⑤教室スクリーンに会議システムの映像が投射される授業では、授業担当教員の裁量によりアバターを用いることができるが、当該教員の許可を得たアバターを用いること。

在宅受講(リアルタイムオンライン受講)は対面受講の一種です。
教室で受講しているつもりで緊張感を保ちながら受講してください。